

●特定猟具使用禁止区域の指定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和8年7月30日

香川県知事 池 田 豊 人

名 称	区 域	存続期間	特定猟具の種類
小豆島ゴルフ場 特定猟具使用禁止区域	小豆郡小豆島町地内の一般国道436号と町道ゴルフ場線との交点を起点とし、同所から町道ゴルフ場線を南西に進み町道ゴルフ場線の終点に至り、同所から三角山に至る稜線を南西に進み三角山山頂に至り、同所から普通河川当浜川の最上流部に向かって直線に進み、当浜川の最上流部に至り、同所から谷線を北西に進み森滝と土井山の稜線との交点に至り、同所から稜線を北東に進み280.9mの三角点に至り、同所から稜線（山道）を南東に進み通称盲坂と呼ばれている山道との交点に至り、同所から谷線（山道）を南に進みゴルフコース（外縁）との交点に至り、同所からゴルフコース（外縁）を南東に進み通称外明神川との交点に至り、同所から通称外明神川を北東に進み一般国道436号との交点に至り、同所から一般国道436号を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和8年11月15日から令和13年11月14日まで	銃器
天王特定猟具使用禁止区域	さぬき市長尾東地内の市道昭和富田西線と主要地方道志度山川線との交点を起点とし、同所から主要地方道志度山川線を北に進み主要地方道三木津田線との交点に至り、同所から主要地方道三木津田線を南東に進み市道石田造田線との交点に至り、同所から市道石田造田線を南東に進み市道昭和富田西線との交点に至り、同所から市道昭和富田西線を西に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和8年11月15日から令和13年11月14日まで	銃器
白山特定猟具使用禁止区域	木田郡三木町地内の町道白山南山田線と町道池戸井戸線との交点を起点とし、同所から町道池戸井戸線を西に進み町道鹿伏南地線との交点に至り、同所から町道鹿伏南地線を北に進み町道鹿伏鳥打線との交点に至り、同所から町道鹿伏鳥打線を東に進み町道正一駒足線との交点に至り、同所から町道正一駒足線を南東に進み町道鹿伏鳥打東線との交点に至り、同所から東に進み白山遊歩道と町道鹿伏鳥打東線との交点に至り、白山遊歩道を東に進み初めてのヘアピンカーブの最東端に至り、同所から真東の方向に直線に進み町道白山南山田線との交点に至り、同所から町道白山南山田線を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和8年11月15日から令和13年11月14日まで	銃器

高松特定猟具使用禁止区域	高松市香西北町地内の市道平賀芝山線と海岸線との交点を起点とし、同所から香西地区（東側）北西端（香東川浄化センター北西部）に向かって直線に進み香西地区（東側）北西端に至り、同所から香西地区（東側）北側護岸を東に進み香西地区（東側）北東端に至り、同所から弦打地区北西端に向かって直線に進み弦打地区北西端に至り、同所から弦打地区北側護岸を東に進み北防波堤との交点に至り、同所から北防波堤を北東に進み北防波堤東端に至り、同所から東防波堤北端に向かって直線に進み東防波堤北端に至り、同所から香東川右岸北端に向かって直線に進み香東川右岸北端に至り、同所から外防波堤北端に向かって直線に進み外防波堤北端に至り、同所からF地区北西端に向かって直線に進みF地区北西端に至り、同所からF地区北側護岸を東に進みF地区北東端に至り、同所からG地区北西端に向かって直線に進みG地区北西端に至り、同所からG地区北側護岸を東に進み一号防波堤最西端に至り、同所から一号防波堤を東に進み一号防波堤最南端に至り、同所から二号防波堤最北端に向かって直線に進み二号防波堤最北端に至り、同所から二号防波堤及び東側護岸を南に進み市道高松海岸2号線との交点に至り、同所から市道高松海岸2号線を東に進み屋島大橋西との交点に至り、同所から春日川左岸を南東に進み一般国道11号との交点に至り、同所から一般国道11号を東に進み主要地方道高松牟礼線との交点に至り、同所から主要地方道高松牟礼線を北東に進み一般県道牟礼中新線との交点に至り、同所から一般県道牟礼中新線を東に進み一般国道11号との交点に至り、同所から一般国道11号を東に進み市道宮ノ前西村線との交点に至り、同所から市道宮ノ前西村線を南西に進み一般県道高松志度線との交点に至り、同所から一般県道高松志度線を西に進み主要地方道三木牟礼線との交点に至り、同所から主要地方道三木牟礼線を西に進み一般県道高松志度線との交点に至り、同所から一般県道高松志度線を西に進み市道山奥線との交点に至り、同所から市道山奥線を南に進み農道大町55号線との交点に至り、同所から農道大町55号線を南西に進み古池堤防を経て椿谷池に至り、同所から牟礼斎場に通じる山道を北東に進み主要地方道三木牟礼線との交点（牟礼斎場）に至り、同所から主要地方道三木牟礼線を南に進み通称風呂谷立石道との交点（新立石トンネル上部）に至り、同所から通称風呂谷立石道を西に進み風呂谷橋に至り、同所から馬床谷を西に進み峰ヶ池峠（高松市と三木町との境界）に至り、同所から前田山テレビ放送所作業道を西に進み前田山テレビ放送所に至り、同所から市道奥の坊大空線に通じる農道を北に進み市道奥の坊大空線との交点に至り、同所から市道奥の坊大空線を北西に進み市道中谷奥の坊線との交点に至り、同所から市道中谷奥の坊線を北に進み市道奥の坊線との交点に至り、同所から市道奥の坊線を西に進み主要地方道塩江屋島西線との交点に至り、同所から主要地方道塩江屋島西線を南に進み主要地方道三木国分寺線との交点（吉田川橋東詰）に至り、同所から主要地方道三木国分寺線を西に進み主要地方道塩江屋島西線	令和8年 11月15日 から令和 13年11月 14日まで	銃器
---------------------	---	--	-----------

	との交点（吉田川橋西詰）に至り、同所から主要地方道塩江屋島西線を南に進み市道平田外山線との交点に至り、同所から市道平田外山線を東に進み主要地方道三木綾川線との交点に至り、同所から主要地方道三木綾川線を東に進み高松市と三木町との境界に至り、同所から高松市と三木町との境界を南東に進み市道東植田町70 号線との交点に至り、同所から市道東植田町70 号線を西に進み市道東植田町69 号線との交点に至り、同所から市道東植田町69 号線を南に進み主要地方道塩江屋島西線との交点に至り、同所から主要地方道塩江屋島西線を南に進み市道朝倉川北岸線との交点に至り、同所から市道朝倉川北岸線を北西に進み市道東植田町70 号線との交点に至り、同所から市道東植田町70 号線を北西に進み主要地方道三木綾川線との交点に至り、同所から主要地方道三木綾川線を北に進み一般県道西植田高松線との交点に至り、同所から一般県道西植田高松線を北に進み市道池田町6 号線との交点に至り、同所から市道池田町6 号線を西に進み市道竹林寒風線との交点に至り、同所から市道竹林寒風線を北西に進み市道三谷町90 号線との交点に至り、同所から市道三谷町90 号線を西に進み主要地方道中徳三谷高松線との交点に至り、同所から主要地方道中徳三谷高松線を北に進み市道宮浦線との交点に至り、同所から市道宮浦線を西に進み市道北山八幡線との交点に至り、同所から市道北山八幡線を西に進み市道犬の馬場中央線との交点に至り、同所から市道犬の馬場中央線を南に進み市道北山八幡原線との交点に至り、同所から市道北山八幡原線を東に進み市道東中尾北池線との交点に至り、同所から市道東中尾北池線を西に進み市道馬山線との交点に至り、同所から市道馬山線を西に進み市道32 号香川用水東線との交点に至り、同所から市道32 号香川用水東線を西に進み一般県道岩崎高松線との交点に至り、同所から一般県道岩崎高松線を北に進み主要地方道三木国分寺線との交点に至り、同所から主要地方道三木国分寺線を西に進み一般県道高松琴平線との交点に至り、同所から一般県道高松琴平線を南西に進み市道円座香西線との交点に至り、同所から市道円座香西線を北西に進み主要地方道三木国分寺線との交点に至り、同所から主要地方道三木国分寺線を西に進み市道檀紙森光線との交点に至り、同所から市道檀紙森光線を北に進み一般県道円座香西線との交点に至り、同所から一般県道円座香西線を北西に進み一般県道国分寺太田上町線との交点に至り、同所から一般県道国分寺太田上町線を北西に進み一般国道11 号との交点に至り、同所から一般国道11 号を西に進み一般県道国分寺太田上町線との交点に至り、同所から一般県道国分寺太田上町線を北西に進み主要地方道高松善通寺線との交点に至り、同所から主要地方道高松善通寺線を北東に進み市道山口1 号線との交点に至り、同所から市道山口1 号線を西に進み市道中央線との交点に至り、同所から市道中央線を北東に進み勝賀農免道路との交点に至り、同所から勝賀農免道路を北に進み市道下笠居中央線との交点に至り、同所から市道下笠居中央線を西に進み県営植松団地の境界に至り、同所から県営植松団地の境界を西に進み農道植松町60 号線との交点		
--	---	--	--

	に至り、同所から農道植松町60 号線を北に進み一般県道高松坂出線との交点に至り、同所から一般県道高松坂出線を東に進み主要地方道高松王越坂出線との交点に至り、同所から主要地方道高松王越坂出線を東に進み市道平賀芝山線との交点に至り、同所から市道平賀芝山線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域（ただし、石清尾鳥獣保護区を除く）		
平池特定猟具使用禁止区域	高松市仏生山町及び香川町地内の平池（池敷を含む）	令和 8 年 11月15日 から令和 13年11月 14日まで	銃器
如意輪寺特定猟具使用禁止区域	高松市国分寺町地内の市道川西中央1号線と市道中筋・西川西線との交点を起点とし、同所から市道中筋・西川西線を東に進み市道上向田・東川西線との交点に至り、同所から市道上向田・東川西線を南に進み市道北部中央線との交点に至り、同所から市道北部中央線を南西に進み市道中西・東奥線との交点に至り、同所から市道中西・東奥線を北に進み市道東奥1号線との交点に至り、同所から市道東奥1号線を北に進み緊急農道国分寺線との交点に至り、同所から緊急農道国分寺線を東に進み市道川西中央1号線との交点に至り、同所から市道川西中央1号線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和 8 年 11月15日 から令和 13年11月 14日まで	銃器
木沢特定猟具使用禁止区域	坂出市王越町木沢字大越1606番 1 及び1606番 6 から1606番19までの各地番の区域	令和 8 年 11月15日 から令和 13年11月 14日まで	銃器

鞍掛特定猟具使用禁止区域	綾歌郡綾川町地内の主要地方道府中造田線と一般国道377号との交点を起点とし、同所から一般国道377号を南に進み町道大坪有岡上ノ原線との交点に至り、同所から町道大坪有岡上ノ原線を北東に進み町道浦山宮武線との交点に至り、同所から町道浦山宮武線を北に進み町道白髪渕線との交点に至り、同所から町道白髪渕線を南東に進み農道との交点に至り、同所から農道を北に進み高松琴平電鉄琴平線との交点に至り、同所から高松琴平電鉄琴平線を北東に進み一般県道高松琴平線との交点に至り、同所から一般県道高松琴平線を東に進み主要地方道府中造田線との交点に至り、同所から主要地方道府中造田線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和8年 11月15日 から令和 13年11月 14日まで	銃器
満濃ゴルフ場特定猟具使用禁止区域	仲多度郡まんのう町地内の町道大井手線と農道炭所線との交点を起点とし、同所から農道炭所線を東に進み一般県道造田滝宮線との交点に至り、同所から一般県道造田滝宮線を南東に進み林道大井手線との交点に至り、同所から林道大井手線を南西に進み町道大井手線との交点に至り、同所から町道大井手線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和8年 11月15日 から令和 13年11月 14日まで	銃器
楠見池特定猟具使用禁止区域	丸亀市飯山町地内の飯山総合運動公園と市道岸ノ上青石線との交点を起点とし、同所から市道岸ノ上青石線を北に進み主要地方道善通寺府中線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺府中線を東に進み市道三谷東飛石線との交点に至り、同所から市道三谷東飛石線を南東に進み楠見池親水公園との交点に至り、同所から楠見池池岸に向かう遊歩道を進み楠見池池岸遊歩道との交点に至り、同所から楠見池北岸護岸遊歩道西端部に向かって直線に進み楠見池北岸護岸遊歩道西端部との交点に至り、同所から南西の方向に向かって進み市道瓦山線との交点に至り、同所から市道瓦山線を北に進み市道一里山線との交点に至り、同所から市道一里山線を西に進み市道公園線との交点に至り、同所から市道公園線を飯山運動公園に向かって南に進み飯山運動公園の境界に至り、同所から起点に向かって飯山運動公園の境界に沿って進み起点に至る線で囲まれた区域	令和8年 11月15日 から令和 13年11月 14日まで	銃器
塩井池・双子池特定猟具使用禁止区域	観音寺市栗井町地内の市道栗井駅南線と一般国道377号との交点を起点とし、同所から一般国道377号を南西に進み一般県道栗井観音寺線との交点に至り、同所から一般県道栗井観音寺線を北西に進み主要地方道善通寺大野原線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺大野原線を北東に進み市道栗井駅南線との交点に至り、同所から市道栗井駅南線を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和8年 11月15日 から令和 13年11月 14日まで	銃器